

<報道発表資料>

令和6年10月15日

衆院選

衆議院議員総選挙における期日前投票について

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙において、期日前投票が10月16日（水）から始まりますので、お知らせします。

期日前投票は、仕事や旅行などの理由で、投票日当日に投票所に行くことができないと見込まれる方のために、投票日前にあらかじめ投票することができる制度です。

1 投票できる方

仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど、投票日当日に投票所へ行くことができない方

※ 今回の選挙で投票のできる方は、満18歳以上の日本国民（平成18年10月28日までに生まれた方）で、かつ「県内市町村の選挙人名簿に登録されている方」です。

「県内市町村の選挙人名簿に登録されている方」とは、原則として令和6年7月14日以前から引き続き県内の市町村の住民基本台帳に登録されている方となります。

2 投票期間

10月16日（水）（公示日の翌日）から10月26日（土）（投票日の前日）まで

3 投票時間

原則として午前8時30分から午後8時まで

ただし、市区町村によって実施期間や投票時間が異なる場合があります。

4 県内各市区町村の期日前投票所

期日前投票所の設置場所及び設置期間等は、別添のとおりです。

（県内期日前投票所数 188箇所）

5 その他

投票の際には、郵送された投票所入場券をお持ちください。

ただし、入場券がなくても本人であることが確認できる場合は投票できます。